

ピムコ・バーミューダ・トラスト

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

バーミューダ籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託（米ドル建）

運用報告書（全体版）

作成対象期間 第20期（2022年6月1日～2023年5月31日）

受益者の皆様へ

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、ピムコ・バーミューダ・トラストーピムコ・リアル・リターン・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第20期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	バーミューダ籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託
信託期間	ファンドは、有価証券報告書「トラストの解散」に記載する一定の状況下で早期に終了しない限り、信託証書の日付（2001年8月8日）から100年間継続する予定です。なお、ファンドの運用開始日は2003年5月30日です。
運用方針	ファンドの投資目的は、主に米国インフレ連動国債に投資を行いつつ、実質的な投資元本を保全し、慎重な投資運用を維持しながら、最大限のリアル・リターンを追求することです。
主要投資対象	米国政府、その他各国政府、政府機関、政府系企業及びその他の企業が発行するインフレ連動債
運用方法	信用力の高い米国インフレ連動国債に投資することで、慎重な運用を維持しつつ、最大限のリターンを目指します。
主な投資制限	■非流動性証券にファンド純資産の15%まで投資可能。 ■株式には投資不可。
分配方針	当面、分配は行いません。ただし、将来、分配を行うことも可能です。

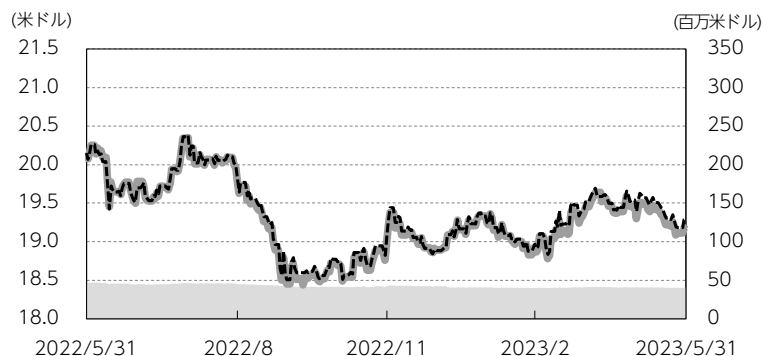
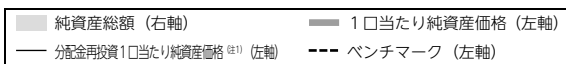
■管理会社
パシフィック・インベストメント・
マネジメント・カンパニー・エルエルシー

■代行協会員
SMB C日興証券株式会社

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■当期の受益証券1口当たり純資産価格等の推移



1口当たり純資産価格	
第19期末	20.15米ドル
第20期末 (1口当たり分配金額)	19.16米ドル (0米ドル)
騰落率	-4.91%

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引き前の分配金をファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。ただし、ファンドは当期において、分配を行っていないため、分配金再投資1口当たり純資産価格の値は1口当たり純資産価格の値と同じです。

(注2) ベンチマークは、第19期末の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注3) ファンドにおいて、分配金の再投資は行っていません。

(注4) 騰落率は、税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、ファンドに分配金の支払実績はありません。

(注5) ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス（シリーズL）です。ベンチマークは、米国インフレ連動国債の非運用指数です。

1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売り建てていたユーロ圏の金利が上昇（債券価格は下落）したこと ■ 保有した債券からの利息収入
下落要因	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国債の金利が上昇（債券価格は下落）したこと ■ 米国インフレ連動債が下落したこと

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

米国インフレ連動債市場は下落しました。

【債券市場】

当期の市場の動きをブルームバーグ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス（シリーズL）で見ると、前期末と比較して4.20%下落しました。

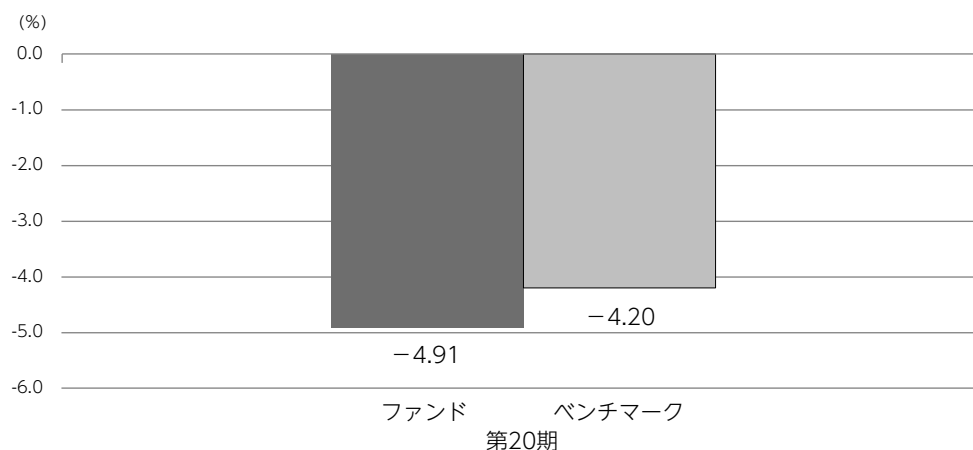
当期前半の米国債券市場は、パウエルFRB（米連邦準備制度理事会）議長がインフレ抑制に向けて利上げを継続する姿勢を明確にしたことなどを受けて下落しました。しかし、当期後半に入り、急速な金融引き締めが景気後退に繋がるとの懸念が高まるなか、米地方銀行の破綻やクレディ・スイスの経営危機を受けて金融不安への警戒感が高まり投資家のリスク回避姿勢が強まったほか、市場で利上げ停止が近いとの観測が高まったことを受けて上昇に転じました。期間を通じてみると米国債券相場は下落しました。

米国インフレ連動債市場は、期待インフレ率の低下や米国金利の上昇がマイナス要因となり、下落しました。

■ポートフォリオについて

主要投資対象である米国インフレ連動債の組入れ比率を高位に維持しました。また、バリュエーションの観点で魅力的である住宅ローン担保証券やデンマークカバードボンドへの投資も行ないました。

■ベンチマークとの差異について



ファンドとベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について

ファンドの騰落率（管理報酬等控除後）は-4.91%となり、ベンチマークであるブルームバーグ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス（シリーズL）の騰落率を0.71%下回りました。

プラス要因	■ユーロ圏の金利リスクを少なめとしていたこと
マイナス要因	■デンマークの金利リスクを一部取得していたこと ■インフレ連動債における銘柄選択

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

ファンドの投資顧問会社であるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」といいます。）では、先進国においては足元の景気に底堅さがみられるものの、これまでの金融引き締めによる影響が徐々に波及することで、2024年の景気は減速する可能性が高いとみております。足元における景気の底堅さの背景としては、特に米国では過去の低金利時において長期固定金利で住宅ローンの借入れを行った世帯が大半を占めており、これまでの急速な金利上昇が消費に与えるマイナスの影響が限定的となっていることが挙げられます。ただし、政策金利が高水準に留まる期間が長期化することに伴い、金融引き締めの影響が蓄積され個人消費や投資を圧迫するとみています。なお、欧米の中央銀行による金融引き締めは最終局面に近いとみていますが、インフレ率が中央銀行の目標水準まで低下するには時間を要すると想定されることから、利下げは慎重に進められるものと考えられます。ただし、オーストラリア、ニュージーランド、カナダといった変動金利型の住宅ローンの割合が大きい国々は、想定よりも早いペースで利下げが進む可能性があると考えています。米国については、最新の経済見通しにおいてFRB（米連邦準備制度理事会）当局者は2024年に米経済がソフトランディング（軟着陸）を達成することに自信を深めていることが示唆されているものの、PIMCOはこの見通しに対して懐疑的です。歴史的には、長期に渡る金融引き締めが失業率の上昇と景気後退に繋がることなく終了する可能性が低いことに加えて、利上げ開始時点においてインフレ率が高まっていた場合には景気後退入りの確率が更に高まる傾向があります。コロナショックにより停滞がみられたサプライチェーン（供給網）の改善が引き続きインフレ圧力の緩和に繋がる一方、生産性が大幅に改善しない限り、労働市場のひっ迫などによる賃金への上昇圧力を背景にインフレ率はFRBの目標水準を上回って推移する可能性が高いとみています。なお、PIMCOでは、FRBによる2023年内の追加利上げの可能性は排除できないものの、インフレ率の更なる鈍化を背景に利上げが停止される可能性をメインシナリオとして想定しています。

今後の投資戦略としては、足元は金利リスクを市場対比で中立近辺としていますが、市場動向に応じて機動的にコントロールします。インフレ連動債については、米国においてインフレ率が高止まりする場合の有効なヘッジ手段になるとみて、長期セクターを中心に保有を継続する方針です。社債については過度なリスクを取らないようリスクリターンを考慮し選択的な保有を継続するほか、価格が魅力的な水準にあると判断したモーゲージ債などへの選別的投資も継続する方針です。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要		
販売報酬	5億米ドル以下の部分	0.23%	受益証券の販売および買戻しに関する業務への対価
	5億米ドル超10億米ドル以下の部分	0.28%	
	10億米ドル超の部分 (毎月支払い)	0.33%	
代行協会員報酬		0.02% (毎月支払い)	受益証券1口当たり純資産価格の公表および法令規則により作成を要する財務書類その他の文書の配布等、ならびにこれらに付随する業務への対価
投資顧問報酬	5億米ドル以下の部分	0.45%	投資顧問業務への対価
	5億米ドル超10億米ドル以下の部分	0.40%	
	10億米ドル超の部分 (毎月支払い)	0.35%	
管理事務代行報酬	5,000万米ドル以下の部分	0.25%	管理事務および第三者への業務の提供および提供の手配への対価
	5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分	0.20%	
	1億米ドル超の部分 (毎月支払い)	0.15%	
その他の費用(当期)		0.903%	支払利息等

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率(ファンドの純資産総額に対する年率)を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第20会計年度中における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第十一会計年度末 (2014年5月31日)	89,446,622	13,077,096	17.06	2,494
第十二会計年度末 (2015年5月31日)	80,930,802	11,832,083	16.62	2,430
第十三会計年度末 (2016年5月31日)	62,793,186	9,180,364	16.62	2,430
第十四会計年度末 (2017年5月31日)	38,241,199	5,590,863	17.10	2,500
第十五会計年度末 (2018年5月31日)	38,320,854	5,602,509	17.13	2,504
第十六会計年度末 (2019年5月31日)	38,097,687	5,569,882	17.79	2,601
第十七会計年度末 (2020年5月31日)	39,629,858	5,793,885	19.08	2,789
第十八会計年度末 (2021年5月31日)	49,135,309	7,183,582	20.59	3,010
第十九会計年度末 (2022年5月31日)	46,667,122	6,822,733	20.15	2,946
第二十会計年度末 (2023年5月31日)	40,085,911	5,860,560	19.16	2,801
2022年6月末日	44,560,849	6,514,796	19.50	2,851
7月末日	46,408,984	6,784,993	20.34	2,974
8月末日	45,160,218	6,602,424	19.78	2,892
9月末日	41,335,528	6,043,254	18.45	2,697
10月末日	41,568,998	6,077,388	18.69	2,732
11月末日	42,247,901	6,176,643	19.02	2,781
12月末日	41,938,104	6,131,351	18.89	2,762
2023年1月末日	40,574,881	5,932,048	19.22	2,810
2月末日	39,953,100	5,841,143	18.93	2,768
3月末日	40,982,996	5,991,714	19.45	2,844
4月末日	40,766,809	5,960,107	19.45	2,844
5月末日	40,085,951	5,860,566	19.16	2,801

(注1) 会計年度末の純資産総額が各日における取引すべてを反映した数字であるのに対し、各月末の純資産総額は各日の米国東部標準時午後7時時点で算出された数字です。

(注2) 米ドルの円貨換算額は、別段の記載がない限り、2023年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=146.20円）によります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切捨の処理がしてあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ピムコ・リアル・リターン・ファンドの直近会計年度（2022年6月1日から2023年5月31日まで）の日本語の財務書類は、アメリカ合衆国（ファンドの設定国：バーミューダ諸島）における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の財務書類は、ピムコ・バーミューダ・トラストの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。
日本語の作成にあたってはファンドに関連する部分のみを翻訳し、「財務書類に対する注記」については、全文を翻訳している。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2023年8月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=146.20円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

独立監査人の監査報告書

ピムコ・バーミューダ・トラスト
受託会社および経営陣御中

意見

私どもは、ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド、ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF）、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ、ピムコ・リアル・リターン・ファンドおよびピムコ ショート・ターム ストラテジー（以下総称して「ファンズ」という。）の2023年5月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産・負債計算書、ならびに同日終了年度の関連する注記を含む関連する運用計算書、純資産変動計算書、ピムコ・リアル・リターン・ファンドのキャッシュ・フロー計算書および経理のハイライトで構成される添付の財務書類（以下総称して「財務書類」という。）について監査を行った。

私どもの意見では、添付の財務書類はすべての重要な点において、2023年5月31日現在の各ファンズの財政ポジション、ならびに同日終了年度の各ファンズの経営成績、各ファンズの純資産の変動、ピムコ・リアル・リターン・ファンドのキャッシュ・フローおよび各ファンズの経理のハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

意見の根拠

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「US GAAS」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく私どもの責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。私どもは、私どもの監査に関連する倫理規定に従ってファンズから独立した立場にあり、また私どものその他の倫理的な義務を果たすことが求められる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した本財務書類の作成および適正表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、財務書類が発行可能となった日から1年にわたり、ファンズが継続企業として存続しなくなる重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを全体的に考慮して評価することが求められる。

財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、本財務書類全体に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得ることと、私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、US GAASに準拠して行われる監査が、重大な虚偽記載が存在する場合に常に発見することの絶対的な確信ではなく、保証するものでもない。不正による重大な虚偽記載は、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重大な虚偽記載に比べて、見逃すリスクはより高い。虚偽記載は、単独でまたは全体として、財務書類に基づく合理的な利用者による判断に影響を及ぼす実質的な可能性がある場合に、重大とみなされる。

US GAASに準拠した監査において、私どもは以下を実行する。

- ・ 監査中、専門的判断を下し、職業的懐疑心を保つ。
- ・ 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行する。当該手続には、財務書類中の金額や開示に関する証拠をテストベースで評価することが含まれる。
- ・ ファンズの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。したがって、それに関する意見表明はされない。
- ・ 使用された会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の重要な見積りの合理性を評価し、財務書類の全体的な表示を査定する。
- ・ 私どもの判断において、ファンズが継続企業として合理的な期間にわたって存続しなくなる重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを全体的に考慮して結論づける。

私どもは、統治責任者に対して、とりわけ計画した監査の範囲および実施時期、重大な監査所見ならびに私どもが監査中に認識した特定の内部統制に関連する事項に関して報告することが求められる。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー
ボストン、MA
2023年8月14日



Report of Independent Auditors

To the Trustee and Management of PIMCO Bermuda Trust

Opinions

We have audited the accompanying financial statements of PIMCO Bermuda Foreign Low Duration Fund, PIMCO Bermuda U.S. Low Duration Fund, PIMCO Emerging Markets Bond Fund (JITF), PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M), PIMCO Emerging Markets Bond Fund (Yen-Hedged), PIMCO Emerging Markets Bond Fund II, PIMCO Real Return Fund and PIMCO Short-Term Strategy (collectively referred to as the "Funds"), which comprise the statements of assets and liabilities, including the schedules of investments, as of May 31, 2023 and the related statements of operations, of changes in net assets, and of cash flows for PIMCO Real Return Fund, including the related notes, and the financial highlights for the year then ended (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of each of the Funds as of May 31, 2023, and the results of each of their operations, changes in each of their net assets, and the cash flows of PIMCO Real Return Fund, and each of the financial highlights for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinions

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are required to be independent of the Funds and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audits. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinions.

Responsibilities of Management for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Funds' ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

PricewaterhouseCoopers LLP, 101 Seaport Boulevard, Suite 500, Boston, MA 02210
T: (617) 530 5000, www.pwc.com/us



Auditors' Responsibilities for the Audits of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audits.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audits in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Funds' internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Funds' ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audits, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audits.

PricewaterhouseCoopers LLP

Boston, MA
August 14, 2023

(1) 貸借対照表

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
 資産・負債計算書
 2023年5月31日現在
 (単位：千米ドル、1口当たり金額を除く)

	(千米ドル)	(百万円)
資 産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券*	51,932	7,592
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または	80	12
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	230	34
現金	6	1
相手方への預託金	472	69
外国通貨、時価	55	8
投資有価証券売却未収金	8	1
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
TBA投資有価証券売却未収金	2,665	390
ファンド受益証券売却未収金	0	0
未収利息および／または未収分配金	119	17
	<u>55,567</u>	<u>8,124</u>
負 債：		
借入れおよびその他の資金調達取引		
逆レポ契約にかかる未払金	10,094	1,476
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または	117	17
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	120	18
投資有価証券購入未払金	0	0
TBA投資有価証券購入未払金	5,041	737
未払利息	0	0
相手方からの預託金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	76	11
未払管理報酬	0	0
未払投資顧問報酬	15	2
未払管理事務代行報酬	9	1
未払代行協会員報酬	1	0
未払販売報酬	8	1
その他の負債	0	0
	<u>15,481</u>	<u>2,263</u>
純 資 産	<u>40,086</u>	<u>5,861</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

投資有価証券の取得原価	57,408	8,393
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	0	0
外国通貨の取得原価	62	9
金融デリバティブ商品の取得原価または プレミアム、純額	(18)	(3)
*レポ契約を含む：	0	0
純 資 産：	40,086	5,861
発行済受益証券口数：	2,092 千口	
発行済受益証券 1 口当たり純資産価格および 買戻価格：		
（機能通貨による）	19.16 米ドル	2,801 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

(2) 損益計算書

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

運用計算書

2023年5月31日終了年度

(単位：千米ドル)

	(千米ドル)	(百万円)
投資収益：		
利息	2,428	355
その他の収益	1	0
収益合計	<u>2,429</u>	<u>355</u>
費用：		
投資顧問報酬	191	28
管理事務代行報酬	106	15
販売報酬	97	14
代行協会員報酬	8	1
支払利息	362	53
費用合計	<u>764</u>	<u>112</u>
純投資利益（費用）	<u>1,665</u>	<u>243</u>
実現純利益（損失）：		
投資有価証券	(1,246)	(182)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	485	71
店頭取引金融デリバティブ商品	132	19
外国通貨	5	1
実現純利益（損失）	<u>(624)</u>	<u>(91)</u>
未実現利益（損失）純変動額：		
投資有価証券	(3,245)	(474)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(306)	(45)
店頭取引金融デリバティブ商品	215	31
外国通貨建て資産および負債	(5)	(1)
未実現利益（損失）純変動額	<u>(3,341)</u>	<u>(488)</u>
純利益（損失）	<u>(3,965)</u>	<u>(580)</u>
運用の結果による純資産の純増加（減少）額	<u>(2,300)</u>	<u>(336)</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
純資産変動計算書
2023年5月31日終了年度
(単位：千米ドル)

	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加（減少）：		
運 用：		
純投資利益（費用）	1,665	243
実現純利益（損失）	(624)	(91)
未実現利益（損失）純変動額	(3,341)	(488)
運用の結果による純増加（減少）額	(2,300)	(336)
受益者への分配金：		
分配金	0	0
分配金合計	0	0
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額*	(4,281)	(626)
純資産の増加（減少）額合計	(6,581)	(962)
純 資 産：		
期 首 残 高	46,667	6,823
期 末 残 高	40,086	5,861

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

*財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
 キャッシュ・フロー計算書
 2023年5月31日終了年度
 (単位：千米ドル)

	(千米ドル)	(百万円)
営業活動からのキャッシュ・フロー：		
運用の結果による純資産の純増加（減少）額	(2,300)	(336)
運用の結果による純資産の純増加（減少）額を営業活動から得たキャッシュ純額に一致させる調整：		
長期有価証券の（購入）	(37,034)	(5,414)
長期有価証券の売却による手取金	42,044	6,147
空売りにかかる（支払）	(161)	(24)
空売りによる手取金	160	23
短期金融商品の（購入）売却、純額	(141)	(21)
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の（購入）売却、純額	274	40
店頭取引金融デリバティブ商品の（購入）売却、純額	128	19
投資有価証券売却未収金の（増加）減少	215	31
TBA投資有価証券売却未収金の（増加）減少	(1,633)	(239)
相手方への預託金の（増加）減少	(48)	(7)
未収利息の（増加）減少	(46)	(7)
投資有価証券購入未払金の増加（減少）	(269)	(39)
TBA投資有価証券購入未払金の増加（減少）	3,159	462
未払利息の増加（減少）	12	2
未払投資顧問報酬の増加（減少）	(2)	(0)
未払販売報酬の増加（減少）	(1)	(0)
投資有価証券にかかる実現純（利益）損失	1,246	182
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品にかかる実現純（利益）損失	(485)	(71)
店頭取引金融デリバティブ商品にかかる実現純（利益）損失	(132)	(19)
投資有価証券にかかる未実現（利益）損失の純変動	3,245	474
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品にかかる未実現（利益）損失の純変動	306	45
店頭取引金融デリバティブ商品にかかる未実現（利益）損失の純変動	(215)	(31)
外国通貨建て資産および負債にかかる未実現（利益）損失の純変動	12	2
保証金（利益）損失	58	8
投資有価証券にかかる純減価（増価）	(1,875)	(274)
営業活動から得た（に使用された）キャッシュ純額	6,517	953

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

財務活動からのキャッシュ・フロー：

受益証券売却による手取金	455	67
受益証券買戻しにかかる（支払）	(4,658)	(681)
カストディアンへの当座借越の増加（減少）	(636)	(93)
逆レボ契約による手取金	157,237	22,988
逆レボ契約にかかる（支払）	(156,558)	(22,889)
売却／買戻し取引による手取金	39,587	5,788
売却／買戻し取引にかかる（支払）	(41,924)	(6,129)
財務活動から得た（に使用された）キャッシュ純額	(6,497)	(950)

現金および外国通貨の純増加（減少）額 20 3

現金および外国通貨：

期首現在	<u>41</u>	<u>6</u>
期末現在	<u>61</u>	<u>9</u>

キャッシュ・フロー情報についての補足開示：

当期支払利息	<u>350</u>	<u>51</u>
--------	------------	-----------

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

資産合計に関連する未決済平均借入額合計に基づき、ファンドが当期中に重大な借入額を有していた場合、またはファンドのほぼすべての投資有価証券が公正価値の階層のレベル1または2に分類されなかった場合に、キャッシュ・フロー計算書が作成される。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
 経理のハイライト
 2023年5月31日終了年度

	(米ドル)	(円)
1口当たり特別情報：[^]		
期首純資産価格	20.15	2,946
純投資利益（費用）	(a) 0.76	111
実現／未実現純利益（損失）	(1.75)	(256)
投資運用からの増加（減少）合計	<u>(0.99)</u>	<u>(145)</u>
分配金合計	<u>0.00</u>	<u>0</u>
期末1口当たり純資産価格	<u>19.16</u>	<u>2,801</u>
トータル・リターン（機能通貨による）	(b) <u>(4.91)%</u>	
期末純資産総額（千米ドル）	<u>40,086 千米ドル</u>	<u>5,861 百万円</u>
費用の対平均純資産比率	<u>1.80 %</u>	
費用の支払利息控除後対平均純資産比率	<u>0.95 %</u>	
純投資利益（費用）の対平均純資産比率	<u>3.93 %</u>	

[^] ゼロ残高は、0.01%未満または機能通貨における1ペニー未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

(a) 1口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額（もしあれば）およびファンドの1口当たり純資産価格の変動額の合計である。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2023年5月31日現在

1. 機構

本報告書に記載される各ファンド（以下、個別的に「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、該当するファンドの各クラス受益証券（「クラス」）を含み、バーミューダの法律に基づき、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2001年8月8日付信託証書（随時改訂され、「信託証書」という。）により設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである、ピムコ・バーミューダ・トラスト（「トラスト」）の一シリーズである。2017年9月29日の営業終了時点（米国東部標準時）付で、メイプルズ・トラスティ・サービシーズ（バミューダ）リミテッド（「受託会社」）がトラストの受託会社として任命された。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「PIMCO」、「管理会社」または「投資顧問会社」）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは、投資信託法2006年規則に提示されているように規則および監督の対象ならびに標準ファンズに関する特定の規則の対象である。

信託証書の条項は、管理会社の同意により受託会社に対して、本財務書類日現在運用中のファンズに加えて、将来さらに複数のファンドを設立する権利を付与する。

ファンドの受益者（以下、個別的に、また、総称して「受益者」という。）またはファンドの受益証券（以下「受益証券」という。）（もしくはファンドへの投資）への言及は、当該ファンドに帰属する受益証券の保有者またはクラス受益証券（該当する場合）を意味するものとする。

本報告書に表示されるファンズは、下記の通りである。

ファンド	募集
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社はその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
ピムコ ショート・ターム ストラテジー*	日本の販売会社および／または販売取扱会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社はその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。

ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)	他のファンズに対し限定してその原投資対象としての役割を果たすために募集される。
-------------------------------	---

*ピムコ ショート・ターム ストラテジーのJ (日本円) クラスおよびJ (米ドル) クラスは、日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。ピムコ ショート・ターム ストラテジーのC (米ドル) クラスは、他のファンズに対し限定してその原投資対象としての役割を果たすために募集される。

ピムコ・リアル・リターン・ファンドならびにピムコ ショート・ターム ストラテジーの豪ドルクラス (ヘッジあり)、円クラス (ヘッジあり) および米ドルクラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づき登録されている。残りの各ファンズならびにピムコ ショート・ターム ストラテジーのC (米ドル)、J (日本円) クラスおよびJ (米ドル) クラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づいて登録されておらず、登録される予定も現在ない。したがって、これらファンズの当該受益証券は、適切な日本の法律および規則に従う場合を除き、日本または日本のあらゆる居住者に対して直接的または間接的に募集することはできない。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則 (「US GAAP」) に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、本財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求する。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

(a) 被取得ファンド

受託会社および管理会社は、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (JITF)、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ) およびピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ (以下、それぞれ、その他の投資信託に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」、または「取得ファンド」という。) の資産のすべてあるいは一部を、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) (以下、「被取得ファンド」という。) の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領したかのように、当該被取得ファンドに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の1口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は当該受益証券の1口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。

経理のハイライトに表示されている比率には、被取得ファンドの費用は含まれていない。ファンドの報酬に関する詳細 (該当する場合) については、注記9の「報酬および費用」を参照のこと。

(b) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日後の当該証券の標準決済期間を超えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの一定の分

配金がファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。ディスカウントの増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。一定の外国証券にかかる見積り税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて運用計算書において受取利息の構成要素または投資有価証券にかかる未実現（損）益純変動額に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資有価証券にかかる実現純（損）益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益（もしあれば）は、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。債務担保證券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、当該ファンドが運用されている主要な経済環境の通貨（「機能通貨」）を使用して表示されている。各ファンドの機能通貨は、以下の表に記載されている。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての証券の売買ならびに収益および費用の項目（もしあれば）は、取引日付の実勢為替レートで、各ファンドのそれぞれの機能通貨に換算される。ファンドは、保有証券にかかる市場価格の値動きからの為替レートの変動による影響を個別に報告しない。こうした変動は、運用計算書の投資有価証券にかかる実現純利益（損失）ならびに未実現利益（損失）純変動額に含まれる。ファンドは、外国通貨建て証券に投資することができ、スポット（現金）ベースでの当時の外国為替市場の実勢レートか、または為替予約契約を通じてかのいずれかにより、外国通貨取引を締結することができる。スポットでの外国通貨の売却から生じた実現外国通貨利益または損失、証券取引にかかる取引日と決済日との間に実現した外国通貨利益または損失、ならびに配当、利息および外国源泉税と実際に受領したかまたは支払った金額に相当する機能通貨との間の差額は、運用計算書の外国通貨取引にかかる実現純利益または損失に含まれる。報告期間末時点の保有投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債にかかる外国為替レートの変動から生じた未実現外国通貨純利益および純損失は、運用計算書の外国通貨資産および負債にかかる未実現利益（損失）純変動額に含まれる。

一定のファンド（またはそのクラス（該当する場合））の純資産価額（「純資産価額」）およびトータル・リターンは、各ファンドの英文目論見書（「英文目論見書」）において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（「純資産価額通貨」）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド/クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ ファンド ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (JITF)	日本円	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) ・ 米ドル	米ドル	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ・ J (ブラジル・リアル) ・ J (インドネシア・ルピア) ・ J (インド・ルピー) ・ J (メキシコ・ペソ) ・ J (トルコ・リラ) ・ J (南アフリカ・ランド)	日本円	米ドル
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ 豪ドルクラス (ヘッジあり) ・ C (米ドル) ・ J (日本円) ・ J (米ドル) ・ 円クラス (ヘッジあり) ・ 米ドルクラス	豪ドル 日本円 日本円 日本円 日本円 米ドル	米ドル 米ドル 米ドル 米ドル 米ドル 米ドル

(d) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、該当する場合、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、該当する場合、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬、代行協会員報酬および販売報酬を含む。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドごとに予想される分配の頻度を示したものである。各ファンドからの分配は、管理会社の承認でのみ受益者に宣言および分配することができるが、その承認は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎月宣言および支払
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (JITF) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ J (日本円) ・ J (米ドル)
四半期毎の宣言および支払
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド
毎年宣言および支払
ピムコ・リアル・リターン・ファンド ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ 豪ドルクラス (ヘッジあり) ・ C (米ドル) ・ 円クラス (ヘッジあり) ・ 円クラス-D* ・ 米ドルクラス
以下のファンド (またはそのクラス、該当する場合) について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

*当該クラスは報告期間中に清算された。

かかる分配金は、もしあれば、通常当該ファンド (またはそのクラス (該当する場合)) の投資純利益から支払われる。さらに管理会社は、分配可能な純実現キャピタル・ゲインからの支払を承認できる。追加の分配金は、管理会社が適切と判断した場合に宣言することができる。あらゆるファンド (またはそのクラス (該当する場合)) に関して支払われた分配金は、当該ファンド (またはそのクラス (該当する場合)) の受益証券の純資産価額の減少をもたらす。受益者の裁量により、ファンド (またはそのクラス (該当する場合)) の現金分配はファンド (またはそのクラス (該当する場合)) に追加された受益証券に再投資するか、または現金で受益者に支払うことができる。現金による支払いは、ファンドの純資産価額通貨で支払われる。ファンド (またはそのクラス (該当する場合)) の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、各ファンド (またはそのクラス (該当する場合)) は、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド (またはそのクラス (該当する場合)) の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド (またはそのクラス (該当する場合)) の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、当該ファンド (またはそのクラス (該当する場合)) の利益として計上される。

(f) 受益証券の発行および買戻し

ファンド（またはクラス（該当する場合））の運営開始後、管理会社は、発行時のファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券の1口当たりの純資産価格により継続的に各ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券を発行することができる。ただし、管理会社もしくは管理会社がその裁量で任命する代理人は、管理会社の単独の裁量において、一時的に発行を中止する権利を有する。各ファンド（またはクラス（該当する場合））について関連する英文目論見書に別段の記載がない限り、当該受益証券1口当たり発行価格は、以下の「純資産価格の決定」に記載する要領で計算した各取引日における受益証券1口当たり純資産価格とする。ただし、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）S.C.A.（以下「BBH」という。）が正午（米国東部標準時）までにBBHが受諾できる書式の受益証券の購入申込みを受領しなかった場合、関連するファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券1口当たり発行価格は、次の取引日に決定される1口当たり純資産価格とする。

日本での直接販売を目的として日本で登録されている受益証券を購入する場合、当該受益証券の購入代金は現金で支払われるものとする。当該受益証券の現物買付は認められない。日本での直接販売を目的として日本で登録されているトラスのファンドの受益証券の買戻しまたは終了の場合、当該ファンドの受益証券は受益者から現金で買い戻されるものとする。当該ファンドにおいては、現物による買戻しは認められていない。

関連する英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、買戻価額の支払は、原則として、BBHが、買戻通知を受領するまたは受領したとみなされる取引日から4営業日以内に、受託会社または任命されたその代理人によって銀行振替で送金される。ただし、一定の状況下において、当該取引日から8営業日以内に支払を行うことができる。

関連する英文目論見書に別段の記載がない限り、ファンドに申込手数料や買戻手数料は課されない。ただし、ファンドの販売が行われる法域において任命された販売会社は、管理会社および受託会社が合意した金額による申込手数料または買戻手数料を徴収することができる。

(g) 新会計基準公表および規則のアップデート

2020年3月、財務会計基準審議会（「FASB」）は、ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）および割引が見込まれるその他の参照レートからの移行に伴う潜在的な会計上の負担を緩和するための選択可能な指針を提供する会計基準書アップデート（Accounting Standards Update）（「ASU」）第2020-04号を公表した。ASU第2020-04号は、2020年3月12日から2022年12月31日までの期間に発生した特定の参照レート関連の契約変更に適用される。2021年3月、LIBORの管理者は、米ドルLIBORの設定の大部分の公表を2023年6月30日まで延長することを発表した。2022年12月、FASBはASU第2022-06号を公表した。この改訂にはLIBORの移行措置の期間を2024年12月31日まで延長するための修正が含まれており、それ以降は、企業は金利指標改革の緩和を適用することが認められなくなる。経営陣は、LIBORの廃止がファンドの投資に与え得る影響を継続的に評価しており、当該ASUの適用がファンドの財務書類に重要な影響を与える可能性は低いと判断している。

2022年6月、FASBはASU第2022-03号「公正価値測定」（トピック820）を公表した。これは、契約上の売却制限の対象となる公正価値で測定される持分証券への投資を有するすべての企業に影響を及ぼすものである。ASU第2022-03号の改訂は、持分証券の売却に関する契約上の制限は、持分証券の会計単位の一部とはみなされないため、公正価値の測定には考慮されないことを明確にしている。また、この改訂は、トピック820に従って公正価値で測定される契約上の売却制限が課されている持分

証券についても、追加的な開示を要求している。ASU第2022-03号の改訂の効力発生日は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその年度の間期間である。現時点で、経営陣はこれらの変更が財務諸表に与える影響を評価中である。

3. 投資有価証券の評価および公正価値測定

(a) 投資評価方針

ファンドまたはその各クラス（該当する場合）の純資産価額は、組入投資有価証券およびファンドまたはクラスに帰属するその他の資産から一切の負債を控除した合計評価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数合計で除することにより決定される。

各ファンドの取引日において、ファンドの受益証券は通常、（トラストの現行の英文目論見書に記載されるとおり）ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点（「NYSE終了時点」）で評価される。特定の日において純資産価額の計算後にファンズまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日まで決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。NYSEの通常取引が予定より早く終了した場合、各ファンドは早く終了した時刻で純資産価額を算定するか、または当該日のNYSEの平常時に予定された通常取引の終了時刻で純資産価額を算定することができる。各ファンドは通常、NYSEが休場となる日に純資産価額を算定しない。ただし、NYSEが通常営業する日に休場している場合、各ファンドは、当該日の通常予定されるNYSE終値または各ファンドが決定するその他の時刻において、純資産価額を算定することができる。

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、市場価格で評価される。市場相場は、ファンドが測定日にアクセスできる同一の投資対象についての活発な市場において、その相場が（無調整の）相場価格である場合にのみ、容易に入手できる。ただし、信頼できない場合には、相場は容易に入手できない。市場価格は通常、公式終値または最後に報告された売値に基づき決定される。ファンズは通常、国内の持分証券についてはNYSE終了時点直後に受領した価格設定データを用い、NYSE終了時点後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。市場相場が容易に入手できない投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値で評価される。一般原則として、証券またはその他の資産の公正価値は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取る、または負債を移転するために支払うであろう価格である。市場相場が容易に入手できない状況において、管理会社は証券およびその他の資産を評価する方法を採用し、当該公正価値評価法を適用する責任を負っている。管理会社は、市場相場が容易に入手できないファンドの組入有価証券およびその他のファンド資産を、価格設定サービス、相場報告システム、評価代理人およびその他の第三者の情報源（以下、「価格設定情報源」と総称する）からのインプットを利用して評価することができる。外国取引所もしくは一または複数の取引所で取引されている（非米国の）外国持分証券は、通常、主要な取引所であるとPIMCOがみなす取引所からの価格設定情報を用いて評価される。市場価格での価格設定が用いられた場合、（非米国の）外国持分証券は、外国取引所の終了時点、またはNYSE終了時点が当該外国取引所の終了前となる場合はNYSE終了時点において評価される。

国内および（非米国の）外国確定利付き証券、取引所で売買されていないデリバティブおよび個別株オプションは、通常、ブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは当該証券の主要な市場を反映したデータを用いた価格設定情報源に基づき評価される。価格設定情報源から入手した価格は、とりわけ、マーケット・メーカーにより提供される情報または類似の特徴を有する投資有価証券また

は証券に関連する利回りデータから入手した市場価格の見積りに基づく。繰延受渡基準で購入した特定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。個別株オプション、先物および先物にかかるオプションを除く上場オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。スワップ契約は、ブローカーおよびディーラーから入手した買呼値または価格設定情報源により提供される市場ベースの価格に基づき評価される。ファンドの資産のうち、一または複数のオープン・エンド型投資会社（上場投資信託（「ETF」）を除く。）に投資している部分については、ファンドの純資産価額は当該投資有価証券の純資産価額に基づき計算される。オープン・エンド型投資会社には、関連ファンズが含まれる場合がある。

（非米国の）外国持分証券の評価額が、当該証券の主要な取引所または主要な市場が終了した後、NYSE終了時点の前に著しく変動した場合、当該証券は管理会社により確立され承認された手続きに基づき、公正価値で評価される。NYSEの営業日に取引を行っていない（非米国の）外国持分証券もまた、公正価値で評価される。（非米国の）外国持分証券に関連して、ファンドは価格設定情報源により提供される情報に基づき投資有価証券の公正価値を決定することができるが、これは、その他の証券、指数または資産を参照して公正価値評価または調整を推奨するものである。公正価値評価が要求されるかどうか考慮する際、ならびに公正価値決定の際に、管理会社は、とりわけ、関連市場の終了後およびNYSE終了時点前に生じた重大な事象（米国証券または証券指数の評価額の変動を含めることが検討される可能性がある。）について検討することがある。ファンドは、（非米国の）外国証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーにより提供されるモデリングツールを用いることができる。これらの目的において、管理会社が別途定める場合を除き、適用ある外国市場の終了時点とNYSE終了時点との間の適用ある参照インデックスまたは商品のいかなる変動（「ゼロ・トリガー」）も重要な事象とみなされ、（事実上、日々の公正価値評価につながる）価格設定モデルの採用を促す。外国取引所は、トラストが営業を行っていない日に（非米国の）外国持分証券の取引を許可することがあるが、それにより、受益者が受益証券の売買を行えなかった場合にファンドの組入投資有価証券が影響を受けることがある。

信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在するシニア（担保付き）変動金利ローンは、価格設定サービスにより提供される当該ローンの市場での直近の入手可能な買呼値／売呼値で評価される。信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在しないシニア（担保付き）変動金利ローンは、市場価格に近似する公正価値で評価される。シニア（担保付き）変動金利ローンを公正価値で評価する際に、以下を含むが、それらに限定されない検討されるべき要因がある。（a）借主および参加仲介業者の信用力、（b）ローンの条件、（c）類似のローンの市場における直近の価格（該当する場合）、および（d）類似の質、利率、次の利息更新までの期間および満期を有する金融商品の市場における直近の価格。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定情報源から入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、当該投資有価証券の評価額、および、次にファンドの受益証券の純資産価額が、機能通貨に関連して通貨の価額の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されるまたは機能通貨建て以外の通貨建ての投資有価証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に著しく影響を受けることがある。その結果、ファンドが（非米国の）外国投資有価証券を保有する範囲において、受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない場合に、当該投資有価証券の評価額が時に変動し、ファンドにおける次の純資産価額の算定時に当該投資有価証券の評価額が反映されることがある。

公正価値評価は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針および手続きは、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価値が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

(b) 公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1、2または3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1－活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格（無調整）。

レベル2－活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3－管理会社またはその指示に従って行動する者による投資有価証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

期末現在レベル2もしくはレベル3に分類されていた資産または負債につき、投資有価証券を評価する際に用いられる評価方法に変更が生じたことから、前期以降、レベル2およびレベル3の間での移動が生じた。レベル2からレベル3への移動は、通常の業務の過程で、価格設定情報源（レベル2）により使用されていた手法から、ブローカーの見積りまたは現在もしくは信頼できる市場ベースのデータがないために重要な観測不能なインプットを使用する評価技法（レベル3）に変更された結果である。レベル3からレベル2への移動は、価格設定情報源により提供される現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ、または重要であり観測可能なインプットを使用したその他の評価技法が入手できるようになった結果によるものである。

US GAAPの要件に従い、レベル3への／からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3への／からの移動の開示、ならびに当期中のレベル3の資産および負債の購入および発行の開示を要求する。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重大で観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従って、公正価値の階層および重大で観測不可能なインプットの詳細につ

いては、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

(c) 評価技法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1、レベル2およびレベル3のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1、レベル2およびレベル3に分類される組入商品またはその他の資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価方法（または「技法」）および重要なインプットは以下のとおりである。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権およびワラントまたは先物にかかるオプション契約等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

(ETF以外の) オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付債券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてブローカー・ディーラーまたは価格設定情報源から入手した見積りに基づき評価される。価格設定情報源の内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却／買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定情報源により、通常ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたモーゲージ関連証券およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

ファンドの機能通貨（建て）以外の通貨（建て）で評価される投資有価証券は、価格設定情報源から入手した為替レート（直物相場と先物相場）を使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。外国市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に重大な影響を受ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合があ

る。これらの証券は、価格設定情報源により、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資有価証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他のエクイティもまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

エクイティ・リンク債は、直近の報告売買価格または評価日付のリンク先の参照エクイティの決済価格を参照して評価される。リンク先のエクイティの取引通貨を当該契約の決済通貨に転換するために、直近の報告価格に対して為替換算の調整が適用される。これらの投資有価証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

取引所の決済価格およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、特定の上場先物およびオプションに対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定情報源から入手した見積りを使用して評価される。これらの評価調整を用いた金融デリバティブは、公正価値の階層のレベル2に分類される。

為替予約契約およびオプション契約等の上場株式オプションならびに店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定情報源（通常はNYSE終了時点で決定される。）により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定情報源により評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値/売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティ、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、ブローカー・ディーラーの買呼値または価格設定情報源（通常はNYSE終了時点で決定される）により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定情報源により評価され得る。価格設定モデルには、翌日物金利スワップ（「OIS」）、LIBOR先渡レート、金利、イールド・カーブおよびクレジット・スプレッド等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられることがある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値測定方法が管理会社により適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券（通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債）の市場価格の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格または市況データの分析により得られる内部評価によるものである。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価監視委員会により承認された手続きに基づき、定期的にリセットされることがある。委任による価格設定手順（基準価格）の観測不可能なインプットにお

る重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

第三者の評価ベンダーによる価格設定が入手できない場合、または公正価値の指標とみなされない場合、投資助言会社はブローカー・ディーラーよりブローカー見積りを直接入手するか、第三者ベンダーを介してブローカー見積りを入手する方法を選択することができる。公正価値がブローカー見積りによる単一の根拠に基づく場合、これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。ブローカー見積りは、通常は既存の市場参加者により入手される。独自に入手した場合でも、投資助言会社は、市場相場の裏付けとなる原インプットに対して透明性を持つものではない。ブローカー見積りにおける重大な変更は、当該証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。

割引キャッシュ・フローモデルは、投資対象が生み出す将来のキャッシュ・フローに基づいており、予想される投資パフォーマンスに基づいて正規化される場合がある。将来のキャッシュ・フローは、適切な収益率を用いて現在価値に割り引かれ、通常、最初の取引日に調整され、資本資産価格モデルおよび／またはその他の市場ベースのインプットに基づき調整される。観測不能なインプットが大幅に変動した場合、当該証券の公正価値は直接的に、比例して変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

満期までの残存期間が60日以内の（コマーシャル・ペーパー等の）短期債務証券は、当該短期債務証券の償却原価の評価額が償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価される。これらの証券は、基準価格のソースによって、公正価値の階層のレベル2または3に分類される。

特定の証券／商品タイプの機関投資家取引数量またはラウンド・ロット・ポジション（標準取引数量）よりも取引数量が小さい証券は、該当するオッド・ロット・ポジション（標準取引数量未満の取引数量）の公正価値を算出するために、対応するラウンド・ロット・ポジションの日々の業者提供価格に調整係数を適用することができる。調整係数は、内部取引の価格とベンダー価格を比較し、加重平均差額を計算し、その差額をベンダー価格に対する調整係数として使用することにより決定される。これらの有価証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

4. 証券およびその他の投資有価証券

(a) 繰延受渡取引

一定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

(b) インフレ連動債券

一定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。満期日における（インフレ率調整後の）原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債（US TIPS）の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期日に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

(c) ローン・パーティシペーション、債権譲渡および組成

一定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンもしくはローンへの投資またはファンドによるローンの組成の全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（「貸主」）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条項を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、（第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。）劣後債、ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮に契約額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、および貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主によるローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。未履行ローン契約は、資産・負債計算書において負債として反映

される。

(d) モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

一定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージ・バンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および金利の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形式の民間保険または保証によりサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カード債権および病院向け売掛金、ホーム・エクイティ・ローン、学生ローン、ボート・ローン、モバイル住宅ローン、レクリエーション用車両ローン、組立住宅ローン、航空機リース、コンピューター・リースならびにシンジケート銀行ローン等の売掛金を含むがそれらに限定されない、様々な種類の資産により組成される。ファンドは、株式または「最初の損失」のトランシェを含む、モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券の発行体の資本構成の任意のレベルにおいて投資することができる。

(e) モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券（「CMO」）は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法的実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

(f) ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券（「SMBS」）は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常2つのクラスで構成され、モーゲージ・アセットのプールに係る利息分と元本償還分の異なる割合を受領する。SMBSには、すべての利息を受領するクラス（利息限定もしくは「IO」クラス）と、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「PO」クラス）がある。IOについて受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。IOの満期日には、元本が受領され

ないため、満期日まで月毎に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

(g) 債務担保証券

債務担保証券（「CDO」）は、債権担保証券（「CBO」）、ローン担保証券（「CLO」）および同様の仕組みの証券を含む。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクの投機的格付の確定利付証券のプールに担保された信託である。CLOは、主として投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含む、国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローンおよび劣後社債等のローンのプールに担保された信託である。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依拠する。本報告書の他の部分およびファンドの英文目論見書で論じられている確定利付証券に付随する通常のリスク（例：期限前償還リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、リーガル・リスクおよび金利リスク（ストラクチャード・ファイナンスにかかる未払利息が金利の変動の倍数に基づき変動した場合またはその逆に変動した場合、悪化することがある。））に加え、CBO、CLOおよびその他のCDOは、（i）担保証券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、（ii）担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、（iii）ファンドが他のクラスに劣後するCBO、CLOまたはその他のCDOに投資する可能性があるリスク、および（iv）複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、あるいは予期せぬ投資結果を招く可能性等を含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

(h) 現物払い証券

一定のファンズは、現物払い証券（「PIK」）に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金および／または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件（満期日、利率および関連リスクを含む。）を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み（「利込価格」という。）、「資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

(i) 譲渡制限証券

一定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券を保有することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求されることがある。私募証券は、一般的に制限されていると考えられる。譲渡制限投資証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2023年5月31日現在、ファンズが保有する譲渡制限投資証券は、該当する場合、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

(j) 仕組債

一定のファンズは、当事者間により交渉された債務証券である仕組債およびその他の関連商品に投資することがある。それらの元本および／または利息は、選定された証券、証券の指標または特定の利率、もしくは債券に反映される指標等の2つの資産または市場の運用実績の差異等のベンチマーク

資産の運用実績、市場価格または利率（「エンベデッド・インデックス」）を参照に決定される。仕組債は、銀行を含む企業ならびに政府系機関により発行されることがある。当該仕組債の条項は、通常、仕組債が未決済の場合に、それらの元本および／または利息の支払いにエンベデッド・インデックスの変動が反映されるよう、上方または下方（ただし、通常はゼロを下回らない）に調整されることを条件とする。その結果、仕組債に対して行われるであろう利息および／または元本の支払いは、エンベデッド・インデックスのボラティリティーならびに元本および／または利息の支払いに係るエンベデッド・インデックスの変動の影響を含む複数の要因により、大きく異なる可能性がある。

（k）国債および日本国債

短期国債、中期国債、長期国債などの国債は、政府、その機関もしくは下部機関、または政府支援企業の債務であり、またはそれらによって保証されている。短期国債、中期国債、長期国債などの日本国債は、日本政府、その機関もしくは下部機関、または政府支援企業の債務であり、またはそれらによって保証されている。国債および日本国債は、市場リスクおよび金利リスクの対象となり、様々な程度の信用リスクの対象となる可能性がある。国債および日本国債には、当面の利息を分配せず、同程度の満期を有する利付証券よりも市場リスクが高くなる傾向のあるゼロ・クーポン証券が含まれる。

（1）米国政府機関証券または政府支援企業証券

一定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫（「GNMA」または「ジニー・メイ」）により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の証券については、米国財務省（「米国財務省」）から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫（「FNMA」または「ファニー・メイ」）等のその他の証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅金融抵当金庫（「FHLMC」または「フレディ・マック」）が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書（「PC」）を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2019年6月、FNMAおよびFHLMCは、現在のTBA適格証券（以下「単一証券イニシアティブ」という。）の発行に代えて、ユニホーム・モーゲージ・バック証券（以下「UMBS」という。）の発行を開始した。単一証券イニシアティブは、TBA市場の全体的な流動性を支援し、FNMAとFHLMCの証券の特性を一致さ

せることを目指している。単一証券イニシアティブがTBA市場およびその他のモーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る影響は不明である。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかるTBA証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

(m) 発行時取引

一定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。発行時取引ベースの証券売買取引は、通常の決済期間を超えた支払いおよび交付の実施を伴う、あらかじめ決められた価格または利回りでのファンドによる証券売買の約定である。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

(n) 銀行債務

ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、英文目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスクおよびその他のリスク」を参照のこと。

(a) レポ契約

一定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ契約の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務（担保）を購入する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額または超過額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

(b) 逆レポ契約

一定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

(c) 売却／買戻し取引

一定のファンズは、「売却／買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却／買戻し資金調達取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、(i) 該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および(ii) ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却／買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

(d) 空売り

一定のファンズは、空売り取引を締結することができる。空売りは、ファンドが保有していない証券を売却する取引である。ファンドは、(i) 類似証券におけるロング・ポジションの潜在的な減少を相殺するため、(ii) ファンドの柔軟性を高めるため、(iii) 投資のリターンのため、(iv) リスク・アービトラージ戦略の一環として、および(v) デリバティブ商品の使用を伴う全体的なポートフォリオ管理戦略の一環として、証券の空売りを行うことができる。ファンドが空売りに従事する場合、ファンドは空売りされた証券を借入れ、相手方に受け渡すことができる。ファンドは通常、証券を借入れるために手数料またはプレミアムを支払わなければならない。また、当該借入れの期間中、当該証券に対して発生した配当または利息を証券の貸主に支払う義務を負う。空売り取引において売却された証券および当該証券に対する配当または支払利息は(もしあれば)、資産・負債計算書の空売りにかかる未払金として反映される。空売りにより、当該証券またはその他の資産の価値が増大した

場合に、ファンドはそのショート・ポジションを補てんすることを一度に要求されるリスクに晒され、その結果、ファンドは損失を被る。ファンドがその組入証券を保有している場合、もしくは追加費用なしで空売り証券または空売り証券と同一の証券を取得する権利を有している場合、空売りは、「売りつなぎ」となる。ファンドは、「売りつなぎ」に該当しない空売りに従事する範囲において、さらなるリスクに晒される。ファンドがいかなる理由においてもそのショート・ポジションを手じまいすることが出来ない場合には、理論上は、ファンドの空売りにかかる損失は無制限となる。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由、ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・不負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現純（損）益ならびに未実現（損）益の純変動（それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。）は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現純（損）益ならびに未実現（損）益の純変動は、ファンドの金融デリバティブ取引の金額に対する指針の役割を果たす。

(a) 為替予約契約

一定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に関係する為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の市場価格は、為替予約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券を、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

ヘッジクラスを有する一定のファンズはまた、ヘッジクラスの受益証券の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

(b) 先物契約

一定のファンズは、先物契約を締結することができる。先物契約は、証券取引所で取引される証券またはその他の資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約である。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性がある。先物契約は値付けされている日々の決

済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドは先物ブローカーに対し、当初にブローカーまたは取引所に要求される証拠金として所定の金額の現金または米国政府もしくは政府機関の債務ならびに限定されたソブリン債を預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未払金または未収金は、ファンドにより計上または回収されることがある（「先物変動証拠金」）。先物変動証拠金（もしあれば）は、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品に含まれる先物変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

（c）オプション契約

一定のファンズは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。一定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの金額は、資産・負債計算書に含まれる。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または買戻された売却オプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。ファンドはオプションの売り方として、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

一定のファンズはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産・負債計算書に資産として含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。当該オプションのプレミアムは、特定の条件の変動パラメーターに基づいている。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または買戻された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を行使する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

クレジット・デフォルト・スワップション

一定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原

投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップションを売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

外国通貨にかかるオプション

一定のファンズは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。

インフレーション・キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。インフレーション・キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品に係る投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるために金利キャップ・オプションを売却または購入することができる。金利キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えた変動金利のリスクからファンドを保護することである。金利フロアーは、金利連動型商品への投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利スワップション

一定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するまたは既存のスワップ契約を期間短縮、期間延長、中止もしくは修正するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

一定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（「先物オプション」）を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

証券にかかるオプション

一定のファンズは、リターンを高めるためまたは既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするために、証券にかかるオプションを売却または購入することができる。オプションは、オプション

契約についての対象証券として、特定の証券を使用する。

(d) スワップ契約

一定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引（OTC）市場において当事者間により交渉されるか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて清算されることがある（「集中清算の対象となるスワップ」）。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約および条項に基づいて担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。市場価格の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現利益（損失）純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動（「スワップ変動証拠金」）は、該当する場合、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、また、契約条項中の記載と現行の市況間との差異（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他関連要因）を補うため、スワップ契約締結時に履行または受領した支払プレミアムを表す。受領された（支払われた）前払プレミアムは、当初は負債（資産）として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満了時に、実現利益または損失として運用計算書に計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンズにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は、運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

ファンドの特定の投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約は、その他のデリバティブ商品と同様に、ファンドにより市場価格、想定元本またはエクスポージャー額全体で評価されることがある。クレジット・デフォルト・スワップについては、ファンドの特定の投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額（すなわち、該当する契約の想定元本の合計に市場価格を加えたもの）で評価するが、ファンドの一定のその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを市場価格で評価することがある。例えば、ファンドの信用度に関する指針（該当する場合）の目的において、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価することがあるが、それは通常、当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーをより良く反映しているとの理由による。その結果、ファンドは時に、規定の上限またはファンドの英文目論見書に記載される制限を上回るかもしくは下回る、（相殺前の）資産クラスに対する名目上のエクスポージャーを有することがある。これに関連して、想定元本および市場価格の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがセルまたはバ

イ・プロテクションを有しているかどうかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的で、ファンドによる一定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、他のタイプの投資者により評価される当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。スワップ契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利または当該スワップの対象資産の価値が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、また、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減されることがある。

既存のスワップ契約に基づき、ファンドが単一の相手方に負っているまたは単一の相手方から受領することになっている正味金額を制限する方針の範囲内で、当該制限は店頭取引スワップの相手方のみ適用され、相手方がセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関である集中清算の対象となるスワップには適用されない。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

一定のファンズは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供のため（すなわち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクを軽減するため）、もしくは、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されたとおり、レファレンス・エンティティ、参照債務または参照指数に特定の信用事由がある場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から確定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えてスワップの想定元本額に対する投資リスクに晒されるという理由から、売り手として、ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、（i）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券を受領するか、または（ii）想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの売り手から、（i）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券を交付するか、または（ii）想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティ指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの当該エンティティの特別な要因のいずれ

かを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成するレファレンス・エンティティのすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたクレジット商品のバスケットまたはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、新興市場および／または各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む統一された条件とともに、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、該当する場合、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、レファレンス・エンティティの債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での市場価格の上昇は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドがクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手とする期末現在未払いとなっている個々のクレジット・

デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金またはファンドによって1つまたは複数の同じレファレンス・エンティティに対して締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額等によって部分的に相殺されることがある。

金利スワップ契約

一定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。金利上昇の局面において、ファンドが保有する確定利率債の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。(i) プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「キャップ」を上回る金利まで支払うことを同意する金利キャップ、(ii) プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「フロア」を下回る金利まで支払うことを同意する金利フロア、(iii) 最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、(iv) 買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮して前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、(v) 金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または(vi) 異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップを含む。

7. 主要なリスクおよびその他のリスク

(a) 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズ（または被取得ファンズ、適用ある場合）は、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の債務不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ・リスク

一定のファンズが実質的にすべての各資産を被取得ファンズに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンズが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

通常の業務の過程で、被取得ファンズは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、（非米国の）外国通貨リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利の上昇により確定利付証券およびファンドが保有するその他の商品の価値が減少する可能性があるリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図した通りの効果を得られないことがある。

本報告書の日付現在、米国や一部の欧州諸国を含む世界の多くの地域で金利が上昇し続けている。インフレに対抗するため、米国連邦準備制度理事会は2022年に複数回の利上げを行い、2023年も利上げを継続するとの見通しを示している。したがって、ファンズは現在、金利および／または債券利回りの上昇に伴うリスクの高まりに直面している。これは、中央銀行の金融政策、インフレ率または実質成長率の変動、経済情勢全般、債券発行の増加もしくは低利回り投資に対する市場需要の減少等を含むがそれらに限定されない、様々な要因によってもたらされる。さらに、債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、社債のディーラー在庫は、市場規模との関係で歴史的な低水準にある。その結果、ディーラーの「マーケットメイク」の能力は著しく低下している。

本報告書における（非米国の）外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポージャーの国と異なることがある。

ファンドが（非米国の）外国通貨に直接投資する場合、または外貨取引を行い（非米国の）外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、もしくは（非米国の）為替リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的発展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式および優先証券、または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券等の持分証券の市場価格は、歴史的に定期的なサイクルで増減してきたが、実体経済または実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、感染症の蔓延等の公衆衛生上の緊急事態または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、これらの展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティが高い。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対するリスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、認識され、高く評価された取引所において、多数の顧客および相手方との取引を引受けることにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。店頭取引デリバティブ取引は、集中清算の対象となるデリバティブ取引に提供されるプロテクションの多くが店頭取引デリバティブ取引を利用できない可能性があるため、当該取引の相手方が他方の相手方に対して契約義務を履行できないリスクの対象となる。取引所またはセントラル・カウンターパーティーを通じて取引されるデリバティブについて、信用リスクは、店頭取引デリバティブ取引の相手方というよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーまたは清算機関自体の信用力に属する。ファンドのデリバティブおよび関連商品の利用に関連する規制の変更は、デリバティブに投資するファンドの能力を潜在的に制限するか、またはファンドの能力に影響を及ぼし、デリバティブを利用する特定の戦略を採用するためのファンドの能力を制限し、および／またはデリバティブおよびファンドの評価もしくはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ商品契約、レポ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとしな）場合、ファンドは損害を被る可能性がある。証券および金融デリバティブ商品は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受けることがある。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関もしくは他の企業が不履行に陥るリスクに晒されることがある。管理会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。新たな相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を、現金または証券の態様で、担保として差出すものとする。ファンドは、該当する担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。しかし、取引相手方リスクを最小限に抑えるというPIMCOの試みは、不成功に終わる可能性がある。

上場証券のすべての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払がなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払を受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払は、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

(b) その他のリスク

一般的に、各ファンドは、政府の規制および金融市場への介入に関連するリスク、オペレーショナル・リスク、金融、経済および世界市場の混乱に付随するリスクならびにサイバーセキュリティ・リスクを含むがこれらに限定されない、追加的なリスクにさらされることがある。ファンドへの投資リスクについてのより詳細な説明については、各ファンドの募集書類を参照のこと。

市場混乱リスク

ファンズは、戦争、テロ、市場操作、政府介入、債務不履行および停止、政変または外交的展開、公衆衛生上の緊急事態（感染症、流行病および疫病の拡大など）および自然／環境上の災害など、金融、経済ならびにその他の世界市場の展開および混乱に伴う投資および運用リスクにさらされており、これらはすべて証券市場に悪影響を与え、ファンドの価値を損なう可能性がある。これらの事象はまた、ファンドの投資顧問としてのPIMCOを含むファンドのサービス提供者が信頼する技術およびその他の運用システムを損ない、またはファンドのサービス提供者がファンドに対する義務を履行する能力に支障をきたす可能性がある。

米国および世界の市場は最近、特定の米国および米国以外の銀行の最近の破綻の結果など、ボラティリティが高まり、ファンドおよびそれらが投資する発行体にとって有害となる可能性がある。例えば、ファンドまたは発行体が口座を持つ銀行が破綻した場合、銀行口座や保管口座にある現金またはその他の資産（その規模は相当なものである可能性がある）は、ファンドや発行体が一時的にアクセスできなくなる、または永久に失われる可能性がある。発行体またはファンドに対してサブスクリプション・ライン・クレジット・ファシリティ、アセットベース・ファシリティ、その他のクレジット・ファシリティおよび／またはその他のサービスを提供する銀行が破綻した場合、発行体またはファンドは、そのクレジット・ファシリティの下で資金を引き出すことができなくなる、または他の貸付機関から同様の条件で代替クレジット・ファシリティまたはその他のサービスを得ることができなくなる可能性がある。

ファンドが投資する可能性のある発行体は、銀行セクターのボラティリティの影響を受ける可能性がある。ファンドが投資する発行体を利用する銀行が支払能力を維持しているとしても、銀行セクターの変動が続くと、景気後退の原因となるか強める可能性があり、資本や銀行サービスのコストが上昇したり、発行体が債務を全く取得または借り換えできなくなる、または他の方法で得られたであろう有利な条件で取得または借り換えできなくなる可能性もある。銀行セクターの状況は変化しており、市場環境および潜在的な法律や規制の対応の両方から、ファンズおよび発行体に起こりうる影響の範囲は不確実である。このような状況や対応、金利環境の変化は、市場の流動性を低下させ、米国および米国以外の銀行を含む特定の保有資産の価値を低下させる要因となり得る。銀行セクターの動向またはその他の結果（現金またはクレジット・ファシリティへのアクセスの遅延の結果を含む）、市場の変動および不確実性の継続および／または市場および経済・金融状況の悪化は、ファンズおよびそれらが投資する発行体に悪影響を与える可能性がある。

金融市場への政府の介入

連邦、州およびその他の政府機関、監督機関もしくは自主規制の機関が、ファンドが投資を行う金融商品や当該金融商品の発行体への規制に影響する措置を予想できない方法で講じることも考えられる。ファンド自体が服する法規制が変更される可能性もある。こうした法規制は、ファンドの投資目的の達成を妨げる場合がある。さらに、不安定な金融市場により、ファンドはこれまで以上に大きな市場リスクや流動性リスクにさらされ、ファンドが保有する銘柄の価格決定が困難になる可能性もある。ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。さらに、米国政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理に努めることはできる

が、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

規制リスク

投資会社および投資顧問等の金融機関は、一般的に広範な政府の規制と介入にさらされる。政府の規制および／または介入により、ファンドの規制方法が変更され、ファンドが直接負担する費用および投資の価値に影響を与え、投資目的を達成するファンドの能力を制限および／または妨げる場合がある。政府の規制は頻繁に変更され、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、政府の規制は、予測不可能かつ意図せざる影響をもたらすことがある。

オペレーショナル・リスク

ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーまたは違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、ファンドが損失を被る可能性がある。

サイバーセキュリティ・リスク

業務におけるテクノロジーの利用がより一般的になってきたことに伴い、ファンズがサイバーセキュリティ違反に起因するオペレーショナル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの影響を受けやすくなってきている。サイバーセキュリティ違反は、意図的および意図的ではないサイバー事象の双方を指し、とりわけ、ファンドが機密情報の喪失、データの損失および／または業務運営能力の欠損または喪失を招くことがあり、その結果、秘密情報の不正な公開またはその他の誤用、またはその他の通常の業務運営の妨害を引き起こす可能性がある。サイバーセキュリティの欠陥や違反は、ファンドとその受益者に財政的な損失をもたらす可能性がある。また、これらの欠陥または違反は、業務運営に混乱をもたらし、財務上の損失、純資産価額を計算するファンドの能力の妨害、ファンドの受益者取引の処理の妨害、その他の受益者との取引の妨害、取引の妨害、適用されるプライバシーおよびその他の法律の違反、規制上の罰金の発生、風評被害、払戻しまたはその他の補償費用の発生、追加のコンプライアンスおよびサイバーセキュリティ・リスク管理費用の発生およびその他の悪影響の発生といった、潜在的な結果をもたらす可能性がある。さらに、将来のサイバー詐欺事件を防止するために多額の費用が発生する可能性がある。

8. マスター相殺契約

ファンズは、選定された相手方との様々な相殺条項（「マスター契約」）の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を規律し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図している。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となる可能性がある。マスター契約は、異なる資産の種類に特有のものであ

るが、ファンドは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。多くのマスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、（すでに実施されている既存の担保を除いた）特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額（相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ）を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、適用されるマスター契約に規定される条項により、その他の証券が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価（証券）または相手方への預託金のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として反映される。担保として受領した一切の証券の市場価格は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引の影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約（以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却／買戻し取引を管理する。マスター・レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約（「マスター・フォワード契約」）は、ファンズと選定された相手方間とのTBA証券、繰延受渡取引または売却／買戻し取引等の、特定の先渡取引について管理する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に対する規定を保持する。期末現在の先渡取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび店頭取引デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。当該取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会（「CFTC」）に登録された先物取引業者（「FCM」）の口座に分離保有することが求められる。米国においては、FCMの債権者が、分別口座内のファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクが軽減されることがある。FCMの債務不履行のシナリオの際にエクスポージャーを移転できること（ポータビリティ）により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。変動証拠金または市場価格の変動は通常は日々換算されるが、ファンドの証拠金に関する個別の契約に当事者が合意しない限り、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の市場価格または未実現累積（損）益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス（「ISDAマ

スター契約」)は、ファンズと選定された相手方間で締結された二者間の店頭金融デリバティブ取引を管理する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保の差入れおよび債務不履行または終了事由に対する規定を保持する。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、本財務書類にとって重大であることがある。ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、または規制により要求された場合に、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。同様に、規制により要求された場合、ファンドは日々のエクスポージャーの範囲を超えて追加の担保を差し入れることを要求される場合がある。これらの金額は、もしあれば（または法律で要求される場合には）、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。ファンドが規制により日々のエクスポージャーの範囲を超えて追加の担保を差し入れることを要求される範囲において、そのような差し入れに関連する担保要件を満たすための適格資産の調達を含め、潜在的にコストが発生する可能性がある。当期末現在の店頭金融デリバティブ商品の市場価格、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

9. 報酬および手数料

各ファンドは、（個別に計算される各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される）以下の年率で支払われる、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	—	—	—	—
ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	—	—	—	—
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	—	0.45% ⁽¹⁾	0.25% ⁽²⁾	0.02%	0.33% ⁽³⁾
ピムコ ショート・ターム ストラテジー					
・ 豪ドルクラス（ヘッジあり）	0.45% ⁽⁴⁾	—	—	0.10% ⁽⁵⁾	0.57% ⁽⁶⁾
・ C（米ドル）	—	—	—	—	—
・ J（日本円）	—	—	—	—	—
・ J（米ドル）	—	—	—	—	—
・ 円クラス（ヘッジあり）	0.45% ⁽⁷⁾	—	—	0.10% ⁽⁸⁾	0.57% ⁽⁹⁾
・ 円クラス-D ⁽¹⁰⁾	0.45% ⁽⁷⁾	—	0.15%	—	0.60%
・ 米ドルクラス	0.45% ⁽¹¹⁾	—	—	0.10% ⁽¹²⁾	0.57% ⁽¹³⁾

(1) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億米ドル以下の部分について年率0.45%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.40%、10億米ドル超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。

(2) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.25%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.20%、1億米ド

ル超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。

- (3) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億米ドル以下の部分について年率0.23%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.28%、10億米ドル超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。
- (4) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート（「政策金利」）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (5) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート（「政策金利」）に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (6) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート（「政策金利」）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (7) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利（「政策金利」）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

- (8) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利（「政策金利」）に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (9) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利（「政策金利」）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (10) 当該クラスは、報告期間中に清算された。
- (11) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（「政策金利」）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (12) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（「政策金利」）に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (13) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利（「政策金利」）に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する

政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、もしあれば、PIMCOに対して、投資顧問、管理事務代行業務および監査、保管、受託、投資有価証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む第三者による業務の提供および提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、もしあれば、ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の受益証券関連のサービスおよび販売を提供する金融仲介業者に対して毎月後払いで払い戻される。ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンドおよびピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンドの場合、管理報酬より、PIMCOは投資顧問業務および管理事務代行業務に関連した費用を負担し、その0.1%は管理事務代行費用に充当すべく指定されている。当該報酬と引き換えに、PIMCOは監査、保管、受託、投資有価証券会計、法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む、ファンズが必要とする一定の第三者による業務費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該業務費用の価格下落の恩恵を受ける。さらに、管理事務代行報酬の対象ファンズに関して、PIMCOは通常、かかる報酬から利益を得る。

上記の表に記載される通り、一定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を受け取り、かかる報酬の一部は、該当する場合、PIMCOへサービス報酬として分配される。

ファンズ（またはそのクラス（該当する場合））は、適用ある場合、（i）公租公課、（ii）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（iii）利息支払いを含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用、ならびに（v）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、各ファンドの設定に付随する設立費用を支払っている。

PIMCOは、トラストの設定に伴う設立費を支払った。さらにファンズが設立される場合、当該ファンドに直接帰属する当該費用は、当該ファンドにより負担される。

10. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬（もしあれば）は注記9に開示され、関連当事者に支払われた報酬額（もしあれば）は、資産・負債計算書において開示される。

一定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンズの有価証券の購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからあるいは他のファンドによる、または共通の投資顧問会社（または関連投資顧問会社）を持つことから関連会社であると考えられるファンドによる有価証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2023年5月31日終了期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間の証券の売買に従事した（金額：千単位）。

	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)	実現 利益／(損失) (米ドル)
ファンド			
ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	385	—	—
ピムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド	—	385	(96)
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)	1,306	7,249	(2,924)
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	600	—	—
ピムコ ショート・ターム ストラテジー	34,038	38,515	(1,570)

11. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生の請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

12. 利益参加型受益証券

トラストは5,000億口を上限とする受益証券を発行することができる。特定の受益者が各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込みおよび買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、管理会社の同意により、将来追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった（口数および金額：千単位*）。

	ピムコ・ パーミューダ・ フォーリン・ロウ・ デュレーション・ ファンド		ピムコ・ パーミューダ・ ユー・エス・ロウ・ デュレーション・ ファンド		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (JITF)		ピムコ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (M)	
	2023年5月31日 終了年度		2023年5月31日 終了年度		2023年5月31日 終了年度		2023年5月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	3	187	2	124	211	6,391	該当なし	該当なし
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2,451	38,419
受益証券買戻支払額	(27)	(2,000)	(18)	(1,333)	(460)	(13,982)	該当なし	該当なし
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(4,315)	(67,541)
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）	(24)	(1,813)	(16)	(1,209)	(249)	(7,591)	(1,864)	(29,122)

	ピムコ・ エマーゼンゲ・ マケツ・ ボンド・ファンド (円ヘッジ)		ピムコ・ エマーゼンゲ・ マケツ・ ボンド・ファンドⅡ		ピムコ・リアル・ リターン・ファンド		ピムコ ショート・ ターム ストラテジー	
	2023年5月31日 終了年度		2023年5月31日 終了年度		2023年5月31日 終了年度		2023年5月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (ユーロ)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	100	3,703	該当なし	該当なし	23	453	該当なし	該当なし
豪ドルクラス (ヘッジあり)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	385	26,286
C (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	292	30,795
J (ブラジル・リアル)	該当なし	該当なし	77	1,922	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	2	114	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (インド・ルピー)	該当なし	該当なし	11	555	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	134	9,929
J (メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	11	586	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	464	3,643	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	77	7,804
J (南アフリカ・ランド)	該当なし	該当なし	15	320	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
円クラス (ヘッジあり)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	108	7,825
円クラス-D	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	820 ⁽¹⁾	56,651 ⁽¹⁾
米ドルクラス	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,383	148,017
受益証券買戻支払額	(169)	(6,245)	該当なし	該当なし	(247)	(4,734)	該当なし	該当なし
豪ドルクラス (ヘッジあり)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(260)	(17,824)
C (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(75)	(7,850)
J (ブラジル・リアル)	該当なし	該当なし	(221)	(5,636)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	(16)	(952)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (インド・ルピー)	該当なし	該当なし	(61)	(3,071)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(49)	(3,623)
J (メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	(21)	(1,094)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	(1,684)	(13,247)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(40)	(4,070)
J (南アフリカ・ランド)	該当なし	該当なし	(24)	(514)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
円クラス (ヘッジあり)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(109)	(7,685)
円クラス-D	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(820) ⁽¹⁾	(62,242) ⁽¹⁾
米ドルクラス	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(963)	(102,618)
ファンド受益証券取引による 純増加 (減少)	(69)	(2,542)	(1,447)	(17,374)	(224)	(4,281)	883	81,395

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

(1) 2022年9月30日 (設定日) から2023年3月28日 (償還日) までの期間

13. 規制および訴訟事項

ファンズは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンズに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。

前述の事項は、本報告書の日付においてのみ言及するものである。

14. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバーミューダ法に服する。現行のバーミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2023年5月31日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいかなる収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2023年5月31日現在、調査対象となり得る課税年度は、主要な税務管轄により変更される。

15. 後発事象

管理会社は、財務書類が公表可能となる2023年8月14日までの間に、ファンズの財務書類において存在する、後発事象の可能性について評価している。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される重大な事象はないと決定した。

(3) 投資有価証券明細表等

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表

2023年5月31日現在

(金額：千単位*、株式数、契約数、受益証券口数およびオンス（該当する場合）を除く。)

		額面価格 (千単位)		時価 (千単位)
投資有価証券 129.5%				
社債 2.9%				
銀行業およびファイナンス 1.9%				
Jyske Realkredit A/S				
1.000% due 10/01/2050	DKK	1,321	\$	138
1.000% due 10/01/2053		394		38
1.500% due 10/01/2053		195		21
Nordea Kredit Realkreditaktieselskab				
0.500% due 10/01/2043		443		48
1.500% due 10/01/2053		200		20
2.000% due 10/01/2053		100		11
Nykredit Realkredit A/S				
1.000% due 10/01/2050		1,100		115
1.000% due 10/01/2053		104		11
1.500% due 10/01/2053		1,746		183
3.000% due 10/01/2047		5		1
3.500% due 10/01/2053		321		42
Realkredit Danmark A/S				
1.000% due 10/01/2050		895		93
1.000% due 10/01/2053		390		38
2.000% due 10/01/2053		100		11
				770
産業 0.5%				
Imperial Brands Finance PLC				
3.125% due 07/26/2024	\$	200		193
公益事業 0.5%				
AT&T, Inc.				
2.550% due 12/01/2033		251		197
社債合計				1,160
(取得原価 \$1,527)				
米国政府機関債 8.3%				
Fannie Mae				
3.000% due 05/01/2043		55		51
3.000% due 08/01/2043		167		152
4.666% due 10/01/2044		2		1
5.488% due 07/25/2037		4		4
5.518% due 07/25/2037		6		6
5.578% due 05/25/2036		3		3
Fannie Mae, TBA (b)				
4.000% due 07/01/2053		400		378
4.500% due 07/01/2053		1,000		969
5.000% due 07/01/2053		400		394
5.500% due 07/01/2053		300		300
6.500% due 07/01/2053		300		307
Freddie Mac				
5.707% due 12/15/2037		8		8
Ginnie Mae				
3.858% due 08/20/2068		47		46
5.731% due 04/20/2073		299		293
5.811% due 03/20/2073		201		199
6.100% due 05/20/2073		205		206
米国政府機関債合計				3,317
(取得原価 \$3,350)				
米国財務省証券 107.4%				
インフレ連動債 (c)				
0.125% due 10/15/2024 (e)		3,012		2,912
0.125% due 04/15/2025		2,162		2,070
0.125% due 10/15/2025		465		445
0.125% due 04/15/2026		633		599

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2023年5月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
0.125% due 07/15/2026	\$ 1,234	\$ 1,170
0.125% due 10/15/2026 (e)	663	627
0.125% due 04/15/2027	214	200
0.125% due 01/15/2030	950	865
0.125% due 07/15/2030	377	342
0.125% due 01/15/2031	1,113	1,004
0.125% due 07/15/2031 (e)	3,874	3,481
0.125% due 01/15/2032	1,535	1,370
0.125% due 02/15/2051	580	385
0.125% due 02/15/2052	173	115
0.250% due 01/15/2025	1,274	1,228
0.250% due 07/15/2029	1,769	1,638
0.250% due 02/15/2050	153	107
0.375% due 07/15/2025	279	269
0.375% due 01/15/2027	1,087	1,031
0.375% due 07/15/2027	790	749
0.500% due 04/15/2024	1,245	1,214
0.500% due 01/15/2028	1,894	1,793
0.625% due 01/15/2026 (e)	2,502	2,411
0.625% due 07/15/2032 (e)	2,078	1,935
0.625% due 02/15/2043	158	129
0.750% due 07/15/2028	2,044	1,962
0.750% due 02/15/2042	494	420
0.750% due 02/15/2045	756	625
0.875% due 01/15/2029	1,430	1,373
0.875% due 02/15/2047	563	472
1.000% due 02/15/2046	859	746
1.000% due 02/15/2049	324	278
1.375% due 02/15/2044	2,435	2,297
1.625% due 10/15/2027 (e)	1,732	1,729
1.750% due 01/15/2028	955	957
2.000% due 01/15/2026	865	864
2.125% due 02/15/2040	237	256
2.125% due 02/15/2041	579	624
2.375% due 01/15/2025	1,377	1,373
2.500% due 01/15/2029	360	376
3.375% due 04/15/2032	201	232
3.625% due 04/15/2028	269	293
3.875% due 04/15/2029	92	103
米国財務省証券合計		43,069
(取得原価 \$47,844)		
モーゲージ・バック証券 2.1%		
Banc of America Funding Trust		
3.831% due 01/20/2047	42	36
CIM Trust		
6.020% due 02/25/2049	5	5
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust		
5.718% due 04/25/2035	75	68
CS First Boston Mortgage Securities Corp.		
4.904% due 01/25/2032	61	58
GSAMP Trust		
5.873% due 09/25/2035 (d)	16	15
GSR Mortgage Loan Trust		
4.056% due 09/25/2035	9	9
Home Equity Asset Trust		
5.813% due 02/25/2036	69	67
HSI Asset Securitization Corp. Trust		
5.458% due 05/25/2037	19	19
IndyMac INDX Mortgage Loan Trust		
5.618% due 07/25/2035	98	92
5.978% due 05/25/2034	104	94

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2023年5月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Lehman XS Trust			
7.438% due 12/25/2037 (d)	\$	26	\$ 27
Mellon Residential Funding Corporation Mortgage Pass-Through Trust			
5.967% due 08/15/2032		4	3
New Residential Mortgage Loan Trust			
2.750% due 07/25/2059		95	89
Option One Mortgage Loan Trust			
5.993% due 11/25/2034		57	55
Residential Mortgage Securities 32 PLC			
5.512% due 06/20/2070	GBP	62	77
Saxon Asset Securities Trust			
5.448% due 09/25/2037	\$	11	11
Towd Point Mortgage Funding Granite4 PLC			
5.411% due 10/20/2051	GBP	87	108
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust			
3.974% due 03/25/2037	\$	13	12
モーゲージ・バック証券合計			845
(取得原価 \$868)			
アセット・バック証券 1.3%			
Bosphorus CLO IV DAC			
3.777% due 12/15/2030	EUR	228	239
Cairn CLO III DAC			
4.212% due 10/20/2028		15	16
Midocean Credit CLO V			
6.385% due 07/19/2028	\$	21	21
OZLM XXIV Ltd.			
6.410% due 07/20/2032		100	98
STWD Ltd.			
6.251% due 07/15/2038		63	63
THL Credit Wind River CLO Ltd.			
6.340% due 04/15/2031		100	98
アセット・バック証券合計			535
(取得原価 \$573)			
ソブリン債 6.6%			
Australia Government Bond			
3.000% due 09/20/2025 (c)	AUD	60	58
Canada Government Bond			
4.250% due 12/01/2026 (c)	CAD	177	142
France Government Bond (c)			
0.100% due 03/01/2026	EUR	232	246
0.100% due 07/25/2038		114	114
Italy Buoni Poliennali del Tesoro (c)			
0.400% due 05/15/2030		118	115
1.400% due 05/26/2025		1,199	1,276
Japan Government CPI-Linked Bond (c)			
0.005% due 03/10/2031	¥	21,049	160
0.100% due 03/10/2028		29,585	222
0.100% due 03/10/2029		40,924	309
Mexico Government International Bond			
4.500% due 11/22/2035 (c)	MXN	327	19
ソブリン債合計			2,661
(取得原価 \$2,901)			
短期金融商品 0.9%			
定期預金 0.9%			
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			
2.870% due 06/01/2023	AUD	2	1
Bank of Nova Scotia			
3.580% due 06/01/2023	CAD	1	1
4.580% due 06/01/2023	\$	9	9

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2023年5月31日現在

		額面価格 (千単位)		時価 (千単位)
BNP Paribas Bank				
2.020% due 06/01/2023	DKK	1	\$	0
Brown Brothers Harriman & Co.				
(0.370%) due 06/01/2023	¥	13		0
4.770% due 06/01/2023	NZD	8		5
Citibank N.A.				
4.580% due 06/01/2023	\$	10		10
DBS Bank Ltd.				
4.580% due 06/01/2023		52		52
DnB Bank ASA				
2.870% due 06/01/2023	AUD	1		1
HSBC Bank PLC				
2.360% due 06/01/2023	EUR	54		58
3.640% due 06/01/2023	GBP	0		1
JPMorgan Chase Bank N.A.				
4.580% due 06/01/2023	\$	42		42
MUFG Bank Ltd.				
(0.370%) due 06/01/2023	¥	688		5
Sumitomo Mitsui Banking Corp.				
(0.370%) due 06/01/2023		129		1
2.360% due 06/01/2023	EUR	17		19
4.580% due 06/01/2023	\$	6		6
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.				
(0.370%) due 06/01/2023	¥	2,199		16
2.360% due 06/01/2023	EUR	1		1
4.580% due 06/01/2023	\$	117		117
				345
短期金融商品合計 (取得原価 \$345)				345
投資有価証券合計 (a) 129.5% (取得原価 \$57,408)			\$	51,932
金融デリバティブ商品 (f) (g) 0.2% (取得原価またはプレミアム、純額 \$(18))				73
その他の資産および負債、純額 (29.7%)				(11,919)
純資産 100.0%			\$	40,086

投資有価証券明細表に対する注記：

- * ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
- (a) 2023年5月31日現在の地理学的な地域による投資有価証券合計の配分は、米国における純資産の118.0%、および純資産全体の11.5%を占めるその他の国により構成される。
- (b) 発行時決済証券。
- (c) 証券の額面価格はインフレ率に対して調整されている。
- (d) 債務不履行に陥った証券。

借入れおよびその他の資金調達取引

逆レボ契約

相手方	借入金利 ⁽¹⁾	決済日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	借入額 ⁽¹⁾	逆レボ契約にかかる 未払金
BSN	5.180%	05/04/2023	07/06/2023	\$ (1,573)	\$ (1,579)
DEU	5.170%	05/23/2023	06/13/2023	(8,504)	(8,515)
逆レボ契約合計					\$ (10,094)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2023年5月31日現在

担保付借入として計上される特定の譲渡

	契約の残存約定定期日					合計	
	オーバーナイト および 連続取引		30日まで	31日から90日	90日超		
逆レポ契約							
米国債	\$	0	\$ (8,515)	\$ (1,579)	\$	0	\$ (10,094)
逆レポ契約合計	\$	0	\$ (8,515)	\$ (1,579)	\$	0	\$ (10,094)
借入れ合計	\$	0	\$ (8,515)	\$ (1,579)	\$	0	\$ (10,094)
逆レポ契約にかかる未払金							\$ (10,094)

借入れおよびその他の資金調達取引の概要

以下は、2023年5月31日現在の、相手方による借入れならびにその他の資金調達取引の時価および差入／（受領）された担保の概要である。

(e) 2023年5月31日現在、以下のマスター契約の条項に基づき、時価総額10,055米ドルの組入証券が担保となっている。

相手方	レポ契約に かかる		売却／買戻し 取引にかかる		借入れおよび その他の資金 調達取引合計		担保 差入／（受領）	エクスポー ジャー純額 ⁽²⁾	
	受領額	かかる未払金	未払金	かかる未払金					
グローバル／マスター・レポ契約									
BSN	\$	0	\$ (1,579)	\$	0	\$ (1,579)	\$	1,546	\$ (33)
DEU		0	(8,515)	0	0	(8,515)	8,509	(6)	
借入れおよびその他の資金調達取引合計	\$	0	\$ (10,094)	\$	0	\$	0		

⁽¹⁾ 2023年5月31日終了期間中、未決済の平均借入額は10,250米ドルで、加重平均率は3.448%であった。平均借入額は、当期中保有された場合、売却／買戻し取引および逆レポ契約を含むことがある。

⁽²⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金／（相手方への未払金）の純額を表す。借入れおよびその他の資金調達取引からのエクスポージャーは、同一の法実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

(f) 金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

先物契約：

銘柄	種類	権利失効月 (月／年)	契約数	未実現利益／ (損失)	変動証拠金		
					資産	負債	
Euro-Bobl 5-Year Note June Futures	Short	06/2023	6	\$ (7)	\$	0	\$ (7)
Euro-BTP 10-Year Bond June Futures	Short	06/2023	6	(27)	0	0	(11)
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	Long	06/2023	4	0	8	0	0
Euro-Buxl 30-Year Bond June Futures	Short	06/2023	2	(14)	0	0	(7)
Euro-OAT 10-Year Bond June Futures	Short	06/2023	2	(10)	0	0	(4)
Euro-Schatz 2-Year Note June Futures	Short	06/2023	76	(54)	0	0	(26)
Japan Government 10-Year Bond June Futures	Short	06/2023	1	(25)	0	0	(1)
Short Euro-BTP Note June Futures	Short	06/2023	7	(9)	0	0	(3)
U.S. Treasury 2-Year Note September Futures	Short	09/2023	26	14	0	0	(8)
U.S. Treasury 5-Year Note September Futures	Short	09/2023	1	0	0	0	(1)
U.S. Treasury 10-Year Note September Futures	Short	09/2023	19	(4)	0	0	(8)
U.S. Treasury 20-Year Bond September Futures	Short	09/2023	4	(4)	0	0	(3)
U.S. Treasury Ultra 30-Year Bond September Futures	Short	09/2023	4	(9)	0	0	(6)
先物契約合計				\$ (149)	\$	8	\$ (85)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2023年5月31日現在

スワップ契約：

金利スワップ

支払/受領	変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日		時価	未実現利益 / (損失)	変動証拠金		
				(月/日/年)	想定元本			資産	負債	
支払		3-Month EURIBOR	(0.526%)		11/21/2023	EUR 1,400	\$ (35)	\$ (34)	\$ 1	\$ 0
支払		5-Year French CPI Ex Tobacco Daily Reference Index			03/15/2024	100	10	10	0	0
支払		6-Month EURIBOR	0.700%		04/11/2027	100	(10)	(10)	0	0
支払		6-Month EURIBOR	0.650%		04/12/2027	100	(10)	(10)	0	0
支払		6-Month EURIBOR	0.650%		05/11/2027	100	(10)	(10)	1	0
支払		6-Month EURIBOR	1.000%		05/13/2027	200	(17)	(17)	1	0
支払		6-Month EURIBOR	1.000%		05/18/2027	100	(8)	(8)	1	0
支払 ⁽¹⁾		6-Month EURIBOR	2.879%		08/15/2032	400	(2)	(2)	5	0
支払		6-Month EURIBOR	0.000%		11/04/2032	920	(239)	(239)	9	0
支払		6-Month EURIBOR	0.000%		11/08/2032	600	(156)	(156)	6	0
支払		6-Month EURIBOR	2.547%		03/09/2033	100	(4)	(4)	1	0
受領		6-Month EURIBOR	2.920%		04/13/2033	500	1	1	0	(6)
支払 ⁽¹⁾		6-Month EURIBOR	3.000%		09/20/2033	400	3	8	5	0
受領		6-Month EURIBOR	0.190%		11/04/2052	130	67	67	0	(1)
受領		6-Month EURIBOR	0.195%		11/04/2052	150	77	77	0	(1)
受領		6-Month EURIBOR	0.197%		11/08/2052	200	103	103	0	(2)
受領 ⁽¹⁾		6-Month EURIBOR	2.500%		09/20/2053	200	3	(2)	0	(3)
受領		Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.450%		03/20/2029	¥ 110,070	(2)	27	5	0
受領		Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.050%		12/15/2031	40,000	12	4	0	(1)
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%		09/15/2024	EUR 100	(1)	(1)	2	0
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%		05/15/2027	100	3	3	0	(1)
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%		08/15/2027	100	1	1	0	(1)
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%		03/15/2028	500	9	9	0	(3)
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%		08/15/2030	100	5	5	0	(1)
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%		03/15/2031	400	(89)	(87)	3	0
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%		05/15/2032	200	10	9	0	(2)
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%		06/15/2032	100	3	3	0	(1)
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%		05/15/2037	60	(4)	(4)	1	0
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%		04/15/2052	50	(6)	(6)	1	0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2023年5月31日現在

金利スワップ（続き）

支払／受領	変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (月／日／年)	想定元本	時価	未実現利益 ／ (損失)	変動証拠金	
								資産	負債
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	05/15/2052	EUR 10	\$ (2)	\$ (2)	\$ 0	\$ 0
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	12/15/2052	100	(6)	(6)	2	0
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	04/15/2053	100	(1)	(2)	0	0
支払		Secured Overnight Financing Rate	1.750%	06/15/2024	\$ 3,200	(154)	(8)	11	0
支払		Secured Overnight Financing Rate	1.750%	06/15/2027	1,900	(168)	(25)	6	0
受領 ⁽¹⁾		Secured Overnight Financing Rate	1.840%	11/15/2028	300	24	24	0	(1)
支払 ⁽¹⁾		Secured Overnight Financing Rate	3.085%	02/13/2034	1,300	(14)	(4)	7	0
支払 ⁽¹⁾		Secured Overnight Financing Rate	1.975%	11/15/2053	100	(26)	(26)	1	0
受領 ⁽¹⁾		Secured Overnight Financing Rate	2.865%	02/13/2054	500	18	8	0	(5)
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	03/05/2026	400	36	36	0	(1)
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	05/13/2026	200	14	14	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	05/14/2026	100	7	7	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	06/01/2026	100	7	7	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	08/25/2027	200	28	28	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	08/27/2027	200	27	27	0	0
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	02/05/2028	190	(17)	(17)	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	08/26/2028	100	6	6	0	0
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	07/25/2029	700	(85)	(85)	2	0
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	11/04/2029	300	(44)	(44)	1	0
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	05/19/2030	300	(58)	(58)	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	02/24/2031	500	51	52	0	(2)
スワップ契約合計						\$ (649)	\$ (331)	\$ 72	\$ (32)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
 投資有価証券明細表（続き）
 2023年5月31日現在

金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の概要

以下は、2023年5月31日現在の市場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の時価および変動証拠金の概要である。

2023年5月31日現在、472米ドルの現金が、市場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債											
	時価 購入	変動証拠金 資産			時価 売却	変動証拠金 負債										
		オプション	先物	スワップ契約		合計	オプション	先物	スワップ契約	合計						
	市場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバ ティブ商品合計	\$	0	\$	8	\$	72	\$	80	\$	0	\$	(85)	\$	(32)	\$

⁽¹⁾ かかる商品は、先日付スタートを有する。追加情報については、財務書類に対する注記の注2「証券取引および投資収益」を参照のこと。

(g) 金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品

為替予約契約：

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益／(損失)	
				資産	負債
BOA	06/2023	\$ 201	DKK 1,393	\$ 0	\$ (1)
BOA	07/2023	DKK 1,390	\$ 201	1	0
BOA	07/2023	MXN 535	29	0	(1)
BOA	08/2023	AUD 69	46	2	0
BPS	06/2023	EUR 2,056	2,275	83	0
BPS	06/2023	GBP 158	198	2	0
BPS	06/2023	JPY 31,000	228	6	0
BPS	06/2023	\$ 149	DKK 1,025	0	(2)
BPS	06/2023	52	EUR 48	0	(1)
BPS	06/2023	532	JPY 74,289	0	0
BPS	07/2023	JPY 73,904	\$ 532	0	0
CBK	06/2023	CAD 173	128	0	0
CBK	06/2023	PEN 338	90	0	(2)
CBK	06/2023	\$ 127	CAD 173	0	0
CBK	06/2023	23	DKK 155	0	(1)
CBK	07/2023	CAD 173	\$ 127	0	0
CBK	08/2023	\$ 24	PEN 93	1	0
GLM	06/2023	24	91	0	0
IND	06/2023	589	DKK 4,093	0	(4)
IND	07/2023	DKK 4,084	\$ 589	4	0
JPM	06/2023	\$ 65	DKK 440	0	(2)
MBC	06/2023	59	EUR 54	0	(1)
MBC	06/2023	195	GBP 158	0	0
MBC	07/2023	GBP 158	\$ 196	0	0
MYI	06/2023	JPY 43,236	324	15	0
RBC	06/2023	\$ 0	MXN 3	0	0
SCX	06/2023	DKK 3,404	\$ 506	18	0
SOG	06/2023	\$ 2,119	EUR 1,974	0	(15)
SOG	07/2023	EUR 1,974	\$ 2,124	15	0
SSB	06/2023	\$ 24	PEN 92	1	0
TOR	06/2023	DKK 3,707	\$ 551	20	0
為替予約契約合計				\$ 168	\$ (30)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2023年5月31日現在

購入オプション：

金利スワップション

相手方	銘柄	変動金利指数	支払/受領 変動金利	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	取得原価	時価
NGF	Put - OTC 30-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	2.285%	11/13/2023	300	\$ 19	\$ 62
購入オプション合計							\$ 19	\$ 62

売却オプション：

金利スワップション

相手方	銘柄	変動金利指数	支払/受領 変動金利	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受領)	時価
NGF	Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	支払	2.300%	11/13/2023	1,300	\$ (17)	\$ (79)

インフレーション・キャップ・オプション

相手方	銘柄	当初 インデックス	変動金利	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受領)	時価
GLM	Cap - OTC CPALEMU Index	120.716	Maximum of [(Final Index/Initial Index - 1) - 3.000%, 0]	06/22/2035	300	\$ (14)	\$ (11)
JPM	Cap - OTC CPURNSA Index	243.273	Maximum of [0, Final Index/Initial Index - (1+4.00%) ¹⁰]	04/22/2024	800	(6)	0
売却オプション合計						\$ (37)	\$ (90)

金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品の概要

以下は、2023年5月31日現在の、相手方との店頭取引金融デリバティブ商品の時価および差入れ/（受領）された担保の概要である。

相手方	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債							
	為替予約 契約	購入 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	為替予約 契約	売却 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	店頭取引 デリバティブ の時価純額	担保 差入/ (受領)	エクスポージャー 純額 ⁽²⁾	
BOA	\$ 3	\$ 0	\$ 0	\$ 3	\$ (2)	\$ 0	\$ 0	\$ (2)	\$ 1	\$ 0	\$ 1	
BPS	91	0	0	91	(3)	0	0	(3)	88	0	88	
CBK	1	0	0	1	(3)	0	0	(3)	(2)	0	(2)	
GLM	0	0	0	0	0	(11)	0	(11)	(11)	0	(11)	
IND	4	0	0	4	(4)	0	0	(4)	0	0	0	
JPM	0	0	0	0	(2)	0	0	(2)	(2)	0	(2)	
MBC	0	0	0	0	(1)	0	0	(1)	(1)	0	(1)	
MYI	15	0	0	15	0	0	0	0	15	0	15	
NGF	0	62	0	62	0	(79)	0	(79)	(17)	0	(17)	
RBC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
SCX	18	0	0	18	0	0	0	0	18	0	18	
SOG	15	0	0	15	(15)	0	0	(15)	0	0	0	
SSB	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	
TOR	20	0	0	20	0	0	0	0	20	0	20	
店頭取引 合計	\$ 168	\$ 62	\$ 0	\$ 230	\$ (30)	\$ (90)	\$ 0	\$ (120)				

⁽¹⁾ 想定元本は、契約数を表している。

⁽²⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金/（相手方への未払金）の純額を表す。店頭取引金融デリバティブ商品からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2023年5月31日現在

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されたファンドのデリバティブ商品の公正価値の概要である。ファンドのリスクについては、財務書類に対する注記の注7「主要なリスクおよびその他のリスク」を参照のこと。

2023年5月31日現在の資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値：

	ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品					
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 - 資産						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 8	\$ 8
スワップ契約	0	0	0	0	72	72
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 80	\$ 80
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 168	\$ 0	\$ 168
購入オプション	0	0	0	0	62	62
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 168	\$ 62	\$ 230
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 168	\$ 142	\$ 310
金融デリバティブ商品 - 負債						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (85)	\$ (85)
スワップ契約	0	0	0	0	(32)	(32)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (117)	\$ (117)
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (30)	\$ 0	\$ (30)
売却オプション	0	0	0	0	(90)	(90)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (30)	\$ (90)	\$ (120)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (30)	\$ (207)	\$ (237)

2023年5月31日終了期間の運用計算書上の金融デリバティブ商品の影響：

	ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品					
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品にかかる実現純利益（損失）						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
売却オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1	\$ 1
先物	0	0	0	0	732	732
スワップ契約	0	0	0	0	(248)	(248)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 485	\$ 485
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 101	\$ 0	\$ 101
購入オプション	0	0	0	0	(78)	(78)
売却オプション	0	4	0	0	105	109
	\$ 0	\$ 4	\$ 0	\$ 101	\$ 27	\$ 132
	\$ 0	\$ 4	\$ 0	\$ 101	\$ 512	\$ 617
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益（損失）の純変動額						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
売却オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
先物	0	0	0	0	(275)	(275)
スワップ契約	0	0	0	0	(31)	(31)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (306)	\$ (306)
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 126	\$ 0	\$ 126
購入オプション	0	0	0	0	(117)	(117)
売却オプション	0	(2)	0	0	208	206
	\$ 0	\$ (2)	\$ 0	\$ 126	\$ 91	\$ 215
	\$ 0	\$ (2)	\$ 0	\$ 126	\$ (215)	\$ (91)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
 投資有価証券明細表（続き）
 2023年5月31日現在

公正価値測定

以下は、2023年5月31日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	レベル1	レベル2	レベル3	2023年5月31日現在 公正価値
投資有価証券、時価				
社債				
銀行業およびファイナンス	\$ 0	\$ 770	\$ 0	\$ 770
産業	0	193	0	193
公益事業	0	197	0	197
米国政府機関債	0	3,111	206	3,317
米国財務省証券	0	43,069	0	43,069
モーゲージ・バック証券	0	845	0	845
アセット・バック証券	0	535	0	535
ソブリン債	0	2,661	0	2,661
短期金融商品	0	345	0	345
投資有価証券合計	\$ 0	\$ 51,726	\$ 206	\$ 51,932
金融デリバティブ商品 - 資産				
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	8	72	0	80
店頭取引金融デリバティブ商品	0	230	0	230
	\$ 8	\$ 302	\$ 0	\$ 310
金融デリバティブ商品 - 負債				
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(59)	(58)	0	(117)
店頭取引金融デリバティブ商品	0	(120)	0	(120)
	\$ (59)	\$ (178)	\$ 0	\$ (237)
合計	\$ (51)	\$ 51,850	\$ 206	\$ 52,005

2023年5月31日終了期間中、レベル3への／からの重要な移動はなかった。

添付の注記を参照のこと。

IV. お知らせ

該当事項はありません。